

押印・署名の取り扱いにご注意ください。

※提出する市区町村によって異なる部分もあります。

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 ○年 4月 1日

東温市長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

| 申告の理由 | | 種別 | | 標識番号 | 継続使用するナンバープレートがある場合のみ記入してください。 |
|---|--|---|--|------------------|--------------------------------|
| 新規 | 変更 | 原動機付自転車 | 小型特殊自動車 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 | <input checked="" type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) | <input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 | 納税義務発生日 年 月 日 | 令和 ○年 4月 1日 |
| | | | | 旧標識番号 | |

該当箇所に✓をしてください。

| | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|-----------------|--|-----------------------------------|----------------------|--|------------|-----------|------|------|
| 納税(申告・報告)義務者 | 所有者 | 住所又は所在地 | 【記名可】 これから登録する新所有者(・新使用者)の情報を記入してください。 個人名:住所・氏名・生年月日・電話番号 法人名等:所在地・名称・電話番号 ※東温市在住で住民票のない方は、この欄に実際に住んでいる居住地を記入のうえ、住民票上の住所を確認できる免許証などのコピーを添付してください。 | 所有形態 | ① 自己所有 5. その他 () | 2. 所有権留保 | 3. 商品車 | 4. リース車 | | |
| | 使用者 | 住所又は所在地 | | 主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入 | ① 左記所有者の住所 | 定置場が東温市の場合のみ受付可能です。 ※「所有者」欄と異なる場合は、2. の横に定置場の住所を記入してください。 | | | | |
| 届出者 | 住所又は所在地 | | 【記名可】 来庁者の情報を記入してください。 個人名:住所・氏名・電話番号 法人名等:所在地・名称・電話番号 ※個人名での届出の場合は、本人確認にご協力ください。 | 車名 | メーカー名 | | 型式及び年式 | 原動機の型式番号 | | |
| | (フリガナ)氏名又は名称 | | | 車台番号 | AF12-1234567 | 型式認定番号 | 総排気量又は定格出力 | 50CC L kW | | |
| | 生年月日 | 明・大・昭・平・令 年 月 日 | 電話番号 | | 長さ | cm | 幅 | cm | 最高速度 | km/h |
| | 住所又は所在地 | | | 販売 | 上記 | 【個人名の場合は署名】 旧所有者・販売者が、ご自分の現在の状況を記入してください。 個人名:住所・氏名(署名)・電話番号 法人名等:所在地・名称(記名可)・電話番号 ※同じ内容を証明していれば、別紙証明書でもかまいません。 ※業者としての証明書を「個人名」で作成する場合は、古物商許可証番号など、その旨がわかる内容を追記してください。 | | | | |

新規 / 名変・車変・番変 (新)

- ！注意！
- この申告書は、これから登録するためのものです。
 - 名義・車体・プレート番号などを変更する場合は、変更後の新情報(これから登録する情報)を記入の上、「軽自動車税(種別割)廃車申告書 兼 標識返納書」(旧情報の抹消用)とセットで手続きしてください。(※旧情報抹消済みなら、その廃車証明書が必要です。)
 - 改造など、添付書類が必要となる場合もあります。(相続も含め、あらかじめお電話などでご相談ください。)